

第 6076 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 6日 火曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社宅に係る消費税

Q：当社では、社宅の購入を計画しています。社宅に係る消費税は、どのようになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

消費税法では、住宅に係る家賃は非課税とされていて、社宅もこれに該当することとなっています。したがって、会社が従業員から社宅として収受する使用料は非課税売上げとなります。

一方、仕入税額控除については次のような取扱いとなります。

①自己において取得した社宅の取得費

住宅に供する建物であっても、住宅の取得費は、課税仕入れとなります。

②他の者から借り上げている社宅の賃借料

他の者に転貸するために借り受ける場合の家賃は住宅に係る家賃として非課税となりますので、課税仕入れに該当せず、仕入税額控除の対象とすることはできません。

ご質問の場合、社宅を購入されるとのことですので、①に該当し、その取得費は課税仕入れとなります。

なお、社宅の維持に係る費用については、自己において取得したか他の者から借り上げているかを問わず、その修繕費用や水道光熱費は課税仕入れとなり、固定資産税等のように課税対象外となるものは仕入税額控除の対象にはなりません。

